

# 山村国際高等学校 賛助会協議資料

山村国際高等学校 賛助会

第10回山村国際高等学校賛助会定期総会中止に伴う協議資料

## 協議次第

1. 開会の言葉
2. 賛助会会長挨拶
3. 学校代表挨拶
4. 議長選出
5. 議事
  - (1) 令和3年度事業報告
  - (2) 令和3年度会計報告
  - (3) 監査報告
  - (4) 役員承認の件
  - (5) 令和4年度事業計画（案）
  - (6) 令和4年度予算（案）
  - (7) その他
6. 議長解任
7. 閉会の言葉

## 令和3年度 事業報告

令和3年	8月21日	会長・副会長による協議 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため 第9回山村国際高等学校賛助会総会の中止を決定する。 令和2年度賛助会監査
	9月	紫藤祭での私学助成増額署名(緑の署名)活動 中止
	10月	総会中止案内郵送
	10月	山村国際高等学校ホームページ(賛助会)に第9回定期 総会資料を掲載
	12月	理事会 中止
令和4年	1月29日	職員合同新年会 中止
令和4年	3月13日	春の小旅行(後援会・育成会事業) 中止
令和4年	3月17日	新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、山村国際高等 学校入学説明会での入学予定者及び保護者に対して山村 国際高等学校賛助会の説明を幹事の石山副校長が代行し 説明する。

※ 令和3年度分 周年事業積立150万円の積み立てを行った。

※ 戸宮グラウンドで活動している、野球部とサッカー部に避難用テントを購入する。

令和3年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響で山村国際高等学校の学校行事・後援会活動等が中止や延期となることで活動協力を行うことが出来なかったが、山村国際高等学校100周年記念に向けての準備は整えておくことができた。

令和3年度 山村国際高等学校 賛助会決算書

収入の部

(単位:円)

科 目	令和3年度予算額	令和3年度決算額	予算に対する比較増減額	付 記
会 費	3,261,000	3,261,000	0	
会 費	3,261,000	3,261,000	0	令和2年度卒業生 359名×@9,000 理事及び更新会員 令和2年度1名分 令和3年度 9名×@3,000の計
雑 収 入	0	0	0	
繰 越 金	2,214,032	2,214,032	0	令和2年度繰越
合 計	5,475,032	5,475,032	0	

支出の部

(単位:円)

科 目	令和3年度予算額	令和3年度決算額	予算に対する比較増減額	付 記
運 営 費	700,000	63,000	637,000	
1.会議費	100,000	0	100,000	
2.事務費	300,000	63,000	237,000	63円はがき代
3.印刷費	100,000	0	100,000	
4.慶弔費	200,000	0	200,000	
事 業 費	4,650,000	2,808,340	1,841,660	
1.活動補助費	150,000	0	150,000	
2.学校補助費	3,000,000	1,308,340	1,691,660	テント・横断幕等部品代
3.周年事業積立	1,500,000	1,500,000	0	100周年事業
雑 費	50,000	0	50,000	
予 備 費	75,032	0	75,032	
合 計	5,475,032	2,871,340	2,603,692	

収入 会費5,475,032円 - 支出2,871,340円 = 2,603,692円(次年度への繰越金)

令和3年度 山村国際高等学校賛助会決算書提出いたします。 令和3年度 決算書を慎重に監査した結果  
適正に執行されていることを認めます。

令和 4 年 8 月 25 日

令和 4 年 7 月 28 日

監事 高橋 和昭



## 賛助会 特別会計

### 周年事業積立詳細

年度	金 額	備 考
H26	150,000	
H27	1,000,000	
H28	1,600,000	
H29	1,300,000	
H30	1,500,000	
H30	45	平成30年度利息分
R1	1,500,000	令和元年度
R1	42	令和元年度利息分
R2	1,500,000	令和2年度
R2	61	令和2年度利息分
R3	1,500,000	令和3年度
R3	81	令和3年度利息分
	<b>10,050,229</b>	

### 卒業生前受金詳細

年度	金 額	備 考
R3	2,907,000	R3年3月 卒業生会員数 323名 × @9,000円
	<b>2,907,000</b>	

## 令和4年度 役員承認の件

会 長	小 林 秀 臣
副会長	長 峰 す美子 寶 野 慶 文
幹 事	石 山 勝 好 (副校長) 富 永 一 男 (教頭) 師 岡 昇 (事務長) 藤 森 祐 一 加 藤 充 代 横 川 聖 子 (事務副主任・会計担当) 木 田 周 (事務主事・会計担当)
理 事	島 野 知 二 佐 藤 さくら 太 田 博 伯 荻 野 順一郎 田 中 寿 広 新 井 賢 一 (令和元年度卒) 小 出 真 弓 (令和2年度卒) 林 紀 子 (令和3年度卒)
監 事	高 橋 和 昭 高 橋 正 彦
顧 問	中 山 達 朗 (校長) 小野澤 範 久 (参与)

## 令和4年度 事業計画（案）

令和4年	6月13日	会長・副会長に総会開催に向けての協議の依頼
	7月28日	令和3年度賛助会監査
	8月10日	理事に協議資料を送付し、承認を得る。 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため 第10回山村国際高等学校賛助会総会の中止を決定する。
	8月26日	賛助会会員へ令和4年度第10回賛助会総会中止のお知らせを送付
	9月	山村国際高等学校ホームページ（賛助会）に賛助会資料を掲載する。 （事業報告・計画、決算書・予算書、役員承認の件）
	9月10日・11日	紫藤祭にて私学助成増額署名(緑の署名)活動
	12月	理事会
令和5年	1月28日	職員合同新年会 ※代表参加
	3月12日	春の小旅行(後援会事業) ※代表参加
	3月17日	山村国際高等学校入学説明会において、入学予定者及び保護者に対して山村国際高等学校賛助会の説明及び挨拶

その他

- ・学校事業への協力、援助。
- ・100周年事業にむけて、協力者の選出。

※ 令和4年度分周年事業積立

令和4年度の事業計画においても、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に伴い、前年度に引き続き学校行事予定との関係から順延や中止等、事業の見直し変更があることをご承知おきください。

令和4年度 山村国際高等学校 賛助会予算書

収入の部

(単位:円)

科 目		令和3年度 予 算 額	令和4年度 予 算 額	付 記
会 費	会 費	3,261,000	2,937,000	会員数 (323名×@9,000)+(10名×@3,000) 令和3年卒業生323名分と賛助会役員のうち会費 を頂く予定の方10名分
雑 収 入	雑収入	0	0	
繰 越 金	繰越金	2,214,032	2,603,692	令和3年度よりの繰越金
合 計		5,475,032	5,540,692	

支出の部

(単位:円)

科 目		令和3年度 予 算 額	令和4年度 予 算 額	付 記
運 営 費		700,000	700,000	
	1.会議費	100,000	100,000	理事会(交通費・お茶)・出張旅費
	2.事務費	300,000	300,000	事務費・切手・はがき代・送料・振込手数料等
	3.印刷費	100,000	100,000	封筒・往復はがき・賛助会通信等
	4.慶弔費	200,000	200,000	会員の慶弔
事 業 費		4,650,000	4,650,000	
	1.活動補助費	150,000	150,000	親睦等活動補助
	2.学校補助費	3,000,000	3,000,000	補助金(施設・備品等購入補助)
	3.周年事業積立	1,500,000	1,500,000	100周年事業
雑 費	雑 費	50,000	100,000	
予 備 費	予備費	75,032	90,692	
合 計		5,475,032	5,540,692	

令和4年度 山村国際高等学校賛助会予算書を当総会議案として提出いたします。

令和4年8月25日

賛助会会長 小林 秀臣





# 山村国際高等学校賛助会会則

## 第1章 名称及び事務局

第1条 本会は山村国際高等学校賛助会と称し、事務局を山村国際高等学校（埼玉県坂戸市千代田1-2-23）に置くものとする。

## 第2章 目的及び事業

第2条 本会は、山村国際高等学校の発展に寄与すると共に、会員相互の親睦をはかることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 山村国際高等学校の各周年事業に対する賛助。
2. 山村国際高等学校の卒業生保護者に対する広報、山村国際高等学校後援会・育成会では補えない事業その他に関すること。
3. 会員相互の親睦に関すること。

## 第3章 会員

第4条 本会の会員は、山村国際高等学校卒業生の保護者並びにこの会の趣旨に賛同する者とする。

第5条 本会の会員は、会費を納めるものとする。

## 第4章 役員

第6条 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 幹事 若干名
4. 理事 若干名
5. 監事 若干名

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 幹事はこの会の事務及び経理を担当する。
4. 理事は理事会において、予算案の作成及び決算並びに各種事業の企画運営にあたる。
5. 監事は、本会の事業及び会計を監査する。

第8条 役員を選出方法は次のとおりとする。

1. 会長、副会長及び監事は、理事会において会員の中から選出し、総会の承認を得る。
2. 理事は、年次別に1名を選出する。
3. 幹事は、会長が委嘱する。

第9条 役員の仕事は1年とし、再任を妨げない。

第10条 本会に顧問を置くことができる。顧問は理事会で推薦し、総会の承認を得る。

## 第5章 会議

第11条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

第12条 理事会は本会の役員をもって構成する。

第13条 総会は、毎年1回開催し、次の事項について審議し、議決する。ただし、必要に応じて、臨時総会を開くことができる。

1. 予算、決算及び事業の計画・実施に関する事項。
2. 役員の承認に関する事項。
3. 会則の改正に関する事項。
4. その他必要な事項。

第14条 理事会は、必要に応じて開催するとともに、緊急事項について協議決定することができる。緊急に理事会を開くことができないときは、会長・副会長の協議によって決定することができる。ただし、後に理事会の承認を得るものとする。

第15条 会議は会長が召集し、会議の議長は原則として会長がこれにあたる。

第16条 会議の議決は、すべて出席会員過半の多数決による。

## 第6章 会計

第17条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

第18条 会費は、会員1人につき年額3,000円とする。

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第20条 賛助会慶弔旅費規程については別に定める。

附則 この会則は平成25年2月26日から施行する。

この会則は平成25年5月25日から施行する。

この会則は平成27年7月11日から施行する。

# 山村国際高等学校 賛助会 慶弔旅費規程

## 第1章 総 則

- 第 1 条 本規程は、山村国際高等学校賛助会が行なう表彰、慶弔及び旅費に関する事項を定める。
- 第 2 条 本規程の適用対象は会員とする。
- 第 3 条 本規程による慶弔慰問は次のとおりとする。
- 1 賛助会役員が疾病負傷等のため入院加療する場合
  - 2 会員とその配偶者が死亡した場合
  - 3 会員が火災及び風水害の災害をうけた場合
- 第 4 条 本規程による出張旅費は次のとおりとする。
- 1 賛助会活動に必要な会議等に出席した場合は 1,000 円を支給する。
  - 2 上記以外の出張については 3,000 円を支給する。
- 第 5 条 この規程の解釈に疑義が生じたときは、正副会長会議において決定し理事会に報告する。

## 第 2 章 給 付 の 内 容

- 第 6 条
- 1 第3条1項に規定する見舞金は、2週間以上の入院及び30日以上 of 休養加療者について 10,000 円とする。
  - 3 第3条2項に規定する弔慰金は 10,000 円とする。
  - 4 第3条3項に規定する見舞金については、事態発生 of 都度正副会長会議において協議決定する。
  - 5 本規程の実施に当たりこれに対する返礼は受けないものとする。

## 第 3 章 手 続 き 等

- 第 7 条 本規程に要する経費は、賛助会費をもって賄うものとする。
- 第 8 条 前各号に掲げる給付を受けようとするときは、事務局を通じ会長に請求しなくてはならない。但し、会長が必要と認めるときは、事由を証する書類の提出を求めることができる。
- 第 9 条 本規程の改廃は理事会で決議し、総会に報告をする。
- 付 則 本規程は平成26年6月28日より施行する。  
本規程は平成27年7月11日より施行する。